

## 令和 8 年度海外プロモーション拠点設置事業業務委託仕様書

## 1 目的

物価高騰の影響を受けている県内事業者の多角的な収益基盤の確立と持続的な成長の実現を図るため、米国西海岸に展開する現地日系スーパーマーケットのスペースを通年で借り上げ、継続的な販売フェア等の開催による県産品プロモーション等を行うことで、本県産農産物・加工食品等の認知向上及び販路開拓に向けた取組を実施する。

## 2 委託業務名

令和 8 年度海外プロモーション拠点設置事業業務委託

## 3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

## 4 委託業務の内容

## (1) 「県産品プロモーション」 運營業務に係る企画・運営

以下の県産品プロモーションの実施及びこれにかかる一切の業務を行うこと。

県産品プロモーションの概要

## ア 開催期間 (予定)

2026 年 5 月 1 日 (金) ~ 2027 年 3 月 31 日 (水) の 11 か月間  
実施にあたっては、県と協議のうえ、決定すること。

## イ 開催場所

契約締結後に県と協議のうえ、決定すること。  
ただし、実施する国・地域は、米国西海岸とすること。

## ウ 開催内容

県産品の調整・調達を行い、開催場所の借り上げスペースにおける試食販売などのフェア開催等により、県産品プロモーションを実施する。

## エ 対象品目

県産品 (農産物、加工食品等) とすること。

## (2) 県産品プロモーションを実施する店舗との調整

## ア 県産品プロモーション実施に向けたスペース確保

スペースは 14 m<sup>2</sup>程度とし、通年(11 か月間)確保すること。

## イ 什器・調理器具等の準備・確保

必要に応じて、冷蔵・冷凍庫等の確保を行うこと。

## ウ 試食を行う場合に必要手続き等

試食を提供する際に必要な小皿、楊枝等消耗品の調達を含む。

## エ 販促資材等の準備・設置

県産品プロモーションがより効果的なものとなるよう、店頭POPや商品説明チラシ、ポスターなどの販促資材の準備及び店頭への設置を行うこと。

## オ その他、県産品プロモーションの実施にあたり必要となる店舗との調整等

## (3) 県産品プロモーションに必要な県産品の調達

## ア 県産品等の調整及び調達

調達する県産品は、県と協議のうえ、決定することとし、米国への初輸出につながる商品を含むものとする。

イ 県産品の輸送及び輸出手続事務等の実施

必要に応じて米国食品医薬品局への申請手続き等のサポートを実施すること。

なお、県産品の調達及び輸送に係る費用は、原則として、受託者で負担すること。

(4) 県産品プロモーションの実施に必要な人員の調整

試食販売等の実施にあたり、現地消費者に商品の特徴等を情報提供する人（マネキン等）の手配・配置を行うこととし、月に2～4日程度、1日あたり1～2名の配置とすること。

配置する具体的な時期・人数等については、契約締結後に県と協議のうえ、決定すること。

(5) 広報活動

ア 県産品のプロモーションが効果的なものとなるような広報を実施すること。

実施に当たっては、県と協議のうえ、実施すること。

イ 情報・素材提供等

県が報道機関等へ情報提供を行う際に、当事業に係る情報や素材の提供など、資料作成に協力すること。

(6) 実施状況の報告及びアフターフォローの実施

県産品プロモーションの結果（売上、消費者からの意見、店舗からの評価、記録写真・動画、広報実績など）を毎月とりまとめ翌月末までに県へ報告すること。

報告にあたっては、翌月以降の実施をより良いものとするため、各県産品等について評価・検証を行い、課題等を記載すること。

必要に応じて、県産品を製造・販売する県内事業者等に対し、商品改良などのアドバイスを実施すること。

(7) 年間事業計画書の提出

契約後速やかに、実施内容及び目標とする KPI（輸出目標額、販売者数等）を記載した年間事業計画書を提出すること。

(8) 業務完了報告書の作成

業務完了後、業務完了報告書（上記事業を記録した写真、動画や作成した資料、また、量販店等から得た販売実績のデータを含む。）を2部提出すること。

ア 提出期限

業務完了後 30 日以内又は令和 9 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに提出すること。

イ 提出方法

原則として、様式は任意とするが、県との協議により決定すること。

なお、紙媒体及び電子媒体を提出すること。

## 5 委託要件等

(1) 受託者について

受託者は、以下のすべてを満たす者とする。

ア 対象国・地域へ本県産農産物を輸出するルートが確立された、または確立できる輸出業者等

イ 対象国・地域への令和8年度の具体的な輸出手段（直接輸出又は間接輸出等）を有していること。

ウ 実施予定店舗との連絡調整が密に行えること。

(2) 再委託の制限

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(3) 事業の実施

実施にあたっては、関係法令等、委託契約書及びこの仕様書を遵守するとともに、委託者と常に密な連絡を取り、その指示に従うものとする。

(4) 疑義

本仕様書において、明示なき事項又は疑義が生じた場合、その都度委託者と協議し、その指示に従うものとする。

(5) 秘密保持

受託者及び受託者が事業実施のため雇用した者は、正当な理由がなく業務上知り得た情報を第三者に漏らしたり、公言したりしてはならない。

(6) 知的財産権の取扱

この事業により生じた特許権等の知的財産権は県に帰属する。

(7) 成果品の帰属

成果品の所有権は、すべて県に帰属するものとし、県の承諾を得ずして公表、貸与、使用してはならない。

## 6 留意事項

(1) 本業務の専任者は、日本語で綿密に打合せができること。

(2) 本業務の実施にあたっては、事前に県と十分な協議を行うこと。また、企画提案の内容を遵守し、委託期間中も進捗状況及び今後の進め方等を逐次報告するほか、必要に応じて打合せを実施すること。

(3) 本業務において、著作権、肖像権、個人情報等の取扱いには十分注意すること。

(4) 本業務において、使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負う事。

## 7 その他

(1) この仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、県と協議の上処理すること。

(2) 本業務は、受託事業者で有している知識に基づいて行うものとし、本業務で知り得た情報については、管理・保管を十分に行うとともに、外部への漏洩に十分注意すること。

以上